

健感発 0327 第 3 号
令和 5 年 3 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

電磁的な方法による届出等の努力義務等、新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等及び新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出に係る規定の施行について（通知）

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年 12 月 9 日に公布された、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）及び令和 5 年 3 月 27 日に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 32 号）」に基づき、令和 5 年 4 月 1 日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における電磁的な方法による届出等の努力義務等、新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等及び新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出に係る規定が施行されるところです。

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）」（令和 5 年 3 月 27 日付け健発 0327 第 11 号）において改めて発出することとしていた本改正に関する Q & A について、別添のとおりお示ししますので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いいたします。